

企画競争実施の公示

令和2年6月12日

一般社団法人 山陰インバウンド機構

次のとおり、企画提案書の提出をお願いします。

1. 業務概要

(1) 業務名

令和元年度予備費訪日外国人旅行者周遊促進事業

「体験コンテンツ開発によるグローバル Web サイト魅力度向上事業」

(2) 業務内容

別紙「説明書」による

(3) 履行期限

令和3年3月10日（水）

2. 企画競争参加資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(4) （一社）山陰インバウンド機構への協力体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3. 手続等

(1) 担当部署

（一社）山陰インバウンド機構

〒683-0043 鳥取県米子市末広町311番地 米子駅前ショッピングセンター4F

E-mail : sanindmo@sanin-dmo.jp

TEL : 0859-21-1502 / FAX : 0859-21-1524

(2) 企画提案書の作成様式及び記載上の留意点

業務の実施方針、手法等を記載した企画提案書（A4判15枚程度）に併せて、

次の事項を記載した書面を提出して下さい。

- ・ 事業の定性的・定量的な目標値
- ・ 業務の実施体制、実施工程
- ・ 緊急時の連絡体制
- ・ 苦情等相談に係る処理体制
- ・ 配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況（該当する場合）
- ・ 業務項目別の経費概算
- ・ 再委託等の有無及び予定（ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。）

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和2年6月23日（火）17時00分（必着）

場 所：（1）に同じ。

方 法：郵送により原則6部提出することとし、電子データも併せて提出すること。

(4) ヒアリング実施の有無 無

(5) 契約の相手方として最適なものを特定（以下「特定」という）するための企画提案書の評価基準

- ①業務内容の理解度：調査目的、業務内容について十分に理解していること。
- ②提案内容の優良性：提案内容に具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れていること。
- ③提案内容の独創性：独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
- ④業務遂行の安定性：実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものであること。
- ⑤業務成果の中立性：適正公平な業務成果を示すことができること。
- ⑥必要経費：業務内容に見合った適切な経費であること。
- ⑦専門的知識：業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有すること。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 本業務の支払条件及び概算予算額

- ・ 支払条件：完了検査終了後、適法な請求書を受理して30日以内。
- ・ 概算予算額：4,000万円を上限とする。（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

(5) 提出期限までに到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定しないものとする。

(6) 提出された企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。

(7) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(8) 提出された企画提案書は、原則返却しない。

- (9) 原則として、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。
- (10) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (11) 特定した提案内容については、(一社)山陰インバウンド機構情報公開規程に基づき、開示する場合がある。
- (12) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、(一社)山陰インバウンド機構会計規程に基づく契約手続の完了までは、(一社)山陰インバウンド機構との契約関係を生じるものではない。
- (13) 提出期限までに成果物を提出する見込みがないことが明らかな場合は、契約の全部又は一部を解除する。
- (14) 企画競争の結果は、原則として提案書の提出期限の翌日から14日以内に、企画提案者に対して書面で通知するとともに、(一社)山陰インバウンド機構ホームページで次の事項を公表する。
- ・ 特定した企画提案書を提出した者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ・ 企画提案者ごと、評価項目ごとの評価得点及び合計点
- (15) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は(一社)山陰インバウンド機構に帰属する。
- (16) 不明な点等の問い合わせ先等
- ・ 問い合わせ先：3.(1)に同じ(担当：篠塚、松本、小柴)
 - ・ 問い合わせ方法：電話又は電子メール
 - ・ 問い合わせ期間：公示の日から、3.(3)に記載の提出期限まで
なお、評価基準の配点は、質問の対象外とする。

説 明 書

1. 業務名

令和元年度予備費訪日外国人旅行者周遊促進事業

「体験コンテンツ開発によるグローバル Web サイト魅力度向上事業」

2. 実施時期

契約締結の日～令和3年3月10日

3. 業務の目的

2018年度にリリースをしたグローバル Web サイトでは、これまで6ヶ国の多言語対応、山陰地域の魅力や特色ある文化等を発信してきた。

本事業では、グローバル Web サイトに新たに山陰地域の優良な体験プログラムや、農山漁村滞在プラン、ギフト等の地域ビジネスに結び付けるような機能を付加することにより Web サイトを通じた山陰地域の認知度・魅力度を向上させる。

4. 業務の内容

令和元年の事業において、グローバル Web サイトでは国立公園満喫プロジェクト（大山・隠岐）を促進するための滞在コンテンツ、及び文化財、農山漁村地域滞在コンテンツ等をテーマとしたサイトコンテンツを配置し、発信してきた。

本事業では、グローバル Web サイトを活用し、昨年実施をした「農山漁村地域滞在セミナー」や「地域課題解決の取り組み」により開発した外国人の受入拠点を新たにテーマに加え、日本ならではの体験や交流を目的とした F I T ニーズの取込みを図るとともに、地域ビジネスの商品コンテンツを購入に結びつける機能を付加することにより、山陰地域の認知度・魅力度を向上させる。

(1) 山陰ならではのコンテンツを集めた「ショーケース」の構築

- ・本事業で構築をする「ショーケース」とは、単なる旅行観光素材を販売する E C サイトを構築するものではない。

グローバル Web サイトへ訪問をしたユーザーに対して、「認知」→「興味関心」→

「比較・検討」→「予約・購入」といった一連のプロセスを想起し、山陰地域への訪問

を促すための提案を行うサイトコンテンツである。

- ・本事業で構築をする「ショーケース」で紹介をする商品コンテンツは、山陰の地域・地域連携の各 DMO、及びインバウンド事業者などと連携し、これまで開発に取り組んできた「農山漁村・古民家滞在」、「体験プログラム」、「ギフト」、「令和元年度事業で造成したツアー」等の各テーマの商品コンテンツをラインナップすること。
- ・「ショーケース」に展開をするエリアは、3 エリア以上作成をすること。
「ショーケース」に展開をする各エリアの魅力や特徴を紹介した特集ページを作成し、グローバル Web サイトへ訪問をしたユーザーが山陰への訪問を一連の旅行体験としてわかりやすく、明確にイメージができるように適宜、動画などを活用することで各滞在エリアを面でとらえた魅力的なサイトコンテンツを構築すること。
- ・「ショーケース」は、他旅行商品販売業者、オンライン・トラベル・エージェント等が運営するサイトで販売、購買数増に寄与できる仕様であること。
- ・「ショーケース」では、山陰地域における宿泊滞在日数の底上げを図ることを目的に魅力的な商品コンテンツをつなぎ合わせた商品を開発し、山陰ならではのおすすめ商品としてプロモーションを展開することで周遊滞在型の観光ニーズを開拓すること。

(2) インバウンドの消費行動サイクルに則した情報発信の強化

- ・前項の「ショーケース」のプロモーションを実施することで獲得した潜在的な顧客に対して、消費行動サイクルに則した情報発信を行い、山陰地域への誘客に結びつけること。
- ・旅マエ、旅ナカ、旅アトの各場面では、過去事業を通じて獲得をした消費行動の各場面に適したメディア媒体の検証結果を踏まえ、適切な情報発信媒体を活用し「認知」→「興味・関心」→「比較・検討」→「予約・購入」→「体験・消費」→「シェア・口コミ」の各プロセスを一連のフローとして捉え、総合的な解決策を講じること。
- ・情報発信媒体の活用には、事業年度中により多くの示唆を与えるために、迅速なグローバル Web サイトコンテンツ修正、柔軟で臨機応変な情報発信プロセスの実践が必要であり、その対応が可能な体制を構築できること。

(3) 前項(1)、(2)の実施検証により、次年度以降の商品開発方針の策定

- ・本事業の「山陰ならではのコンテンツを集めたショーケースの構築」、「インバウンドの消費行動サイクルに則した情報発信の強化」の成果の検証を行い、Web サイトを通じた山陰地域の認知向上や、体験コンテンツ・地域の産品等について、購入の喚起（販売につながったかどうか）を検証し、商品コンテンツの評価、改善点などを洗い出し、反映した次年度以降の商品開発方針の策定を行う。
- ・グローバル Web サイトにて、掲載をしているサイトコンテンツ内容、商品コンテンツの購入プロセス等サイト訪問者のユーザビリティを高めるための課題提起と改善方針を立案すること。

5. 目標と成果指標

(1) 山陰ならではのコンテンツを集めた「ショーケース」の構築

アウトプット : サイトコンテンツ数 35 件以上

アウトカム : サイトコンテンツ購入者数 100 人以上

(2) インバウンドの消費行動サイクルに則した情報発信の強化

アウトプット : グローバル Web サイト 新規構築箇所 1 カ所

アウトカム : グローバル Web サイト 新規構築箇所訪問者数 PV 数 10,000 回

(3) 次年度以降の商品開発方針の策定

アウトプット : 抽出課題数 10 件

アウトカム : 改善商品コンテンツ数 10 件

5. 成果物の提出等

(1) 成果物

- ・事業実施報告書（A4 版） 5 部（紙媒体）及び電子データ（ppt）
- ・本事業で得た調査 raw データ一式

(2) 提出先

一般社団法人 山陰インバウンド機構

(3) 提出期限

令和3年3月10日(火) 17:00(必着)

なお、作成にあたっては、以下について留意のこと。

- ① 事前に監督職員の承認を受けること
- ② 事業実施状況等をわかりやすく編集すること
- ③ 事業実施による効果を調査し、とりまとめること

6. その他

- (1) 一般社団法人 山陰インバウンド機構と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) 事業の実施にあたっては、「Japan. Endless Discovery.」、「Discover Another Japan SAN'IN」、「縁の道～山陰～」のロゴマーク等を使用する等、国及び当機構が進める訪日外国人拡大事業趣旨に沿って行うよう配慮すること。

以 上